

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年8月22日(2024.8.22)

【公開番号】特開2023-99857(P2023-99857A)

【公開日】令和5年7月13日(2023.7.13)

【年通号数】公開公報(特許)2023-131

【出願番号】特願2023-87784(P2023-87784)

【国際特許分類】

A 61K 33/08(2006.01)

10

A 61K 9/20(2006.01)

A 61K 47/32(2006.01)

A 61K 47/36(2006.01)

A 61K 47/38(2006.01)

A 61P 1/04(2006.01)

A 61P 1/10(2006.01)

A 61P 3/02(2006.01)

【F I】

A 61K 33/08

20

A 61K 9/20

A 61K 47/32

A 61K 47/36

A 61K 47/38

A 61P 1/04

A 61P 1/10

A 61P 3/02

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月14日(2024.8.14)

【手続補正1】

30

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

酸化マグネシウムを有効成分とする錠剤であって、

前記錠剤が、酸化マグネシウム粒子及び内部添加剤を含む顆粒と、該顆粒の周囲に添加される外部添加剤とを含むと共に、内部添加剤及び外部添加剤として少なくとも賦形剤又は結合剤を含有し、

[内部添加剤として含有される賦形剤又は結合剤] : [外部添加剤として含有される賦形剤又は結合剤]の質量比が75:25~10:90の範囲内であり、前記賦形剤又は結合剤は、セルロース及び/又はセルロース誘導体であり、前記セルロース及び/又はセルロース誘導体が、結晶セルロース、微結晶セルロース、粉末セルロース、メチルセルロース、エチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、及び低置換度ヒドロキシプロピルセルロースを含む群より選ばれる少なくとも一種であり、

錠剤全体に含まれる前記セルロース及び/又はセルロース誘導体の質量を100とした場合、前記外部添加剤として含有されるセルロース及び/又はセルロース誘導体の質量比は

40

50

20超90以下であり、前記内部添加剤として含有されるセルロース及び／又はセルロース誘導体の質量比は10以上80未満である、錠剤。

【請求項2】

錠剤全体に対する前記賦形剤又は結合剤の含有割合が5～20質量%である、請求項1に記載の錠剤。

【請求項3】

錠剤全体に対する酸化マグネシウム粒子の含有割合が80～90質量%である、請求項1又は請求項2に記載の錠剤。

【請求項4】

前記内部添加剤は更に崩壊剤を含有し、前記崩壊剤は、クロスカルメロースナトリウム、トウモロコシデンプン、カルメロースカルシウム、クロスボビドン及びカルボキシスターチナトリウムを含む群より選ばれる少なくとも一種を錠剤全体に対し1～3.5質量%含有する、請求項1～3のいずれか1項に記載の錠剤。 10

【請求項5】

第十七改正日本薬局方、一般試験法・崩壊試験法における崩壊時間が20秒以下である、請求項1～4のいずれか1項に記載の錠剤。

【請求項6】

錠剤全体に対する前記セルロース及び／又はセルロース誘導体の含有割合が5～20質量%である、請求項1～請求項5のいずれか1項に記載の錠剤。

【請求項7】

前記酸化マグネシウム粒子は、嵩密度が0.1g/mL以上、0.8g/mL以下である、請求項1～請求項6のいずれか1項に記載の錠剤。 20

20

30

40

50